令和8年11月9日　　支担官第４４８号

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　廣瀬　和希
（公　印　省　略）

公　　告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

１．入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0725	AI（人工知能）人材育成のための講習の実施	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和９年３月３１日

２．入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

３．入札日時　　令和８年１２月２日(水)　（１０：３０）

４．入札場所　　防衛省市ヶ谷庁舎Ｅ２棟３階入札室

５．参加資格　（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

６．入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７．入札保証金及び契約保証金　　免　除

８．入札の無効　５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否　　要

10．適用する契約条項　　役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11．その他
（１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（４）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、 令和８年　１１月　３０日　（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

（５）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

（６）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　（庁舎Ａ棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間　９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名　　：「件名：○○○」　入札案内送信依頼

添付ファイル　：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係　柴崎　電話　03-3268-3111　内線20824

別紙

適合条件

１　契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

a)　自社（グループ会社を含む。以下同じ。）にAI人材育成のための教育体系（カリキュラム、教材、研修実績等）を有すること。

b)　AIに関するオンライン学習コンテンツを継続的に更新し、基礎から実践まで体系的に提供できる体制を有すること。

c)　オンライン学習、理解度確認、演習課題、受講進捗管理、学習履歴管理、知見共有を一元的に提供できるサービス又は同等の仕組みを有すること。

d)　本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、官側から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。また、本業務の実施予定部門が、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

e)　直近3年以内に、官公庁、独立行政法人、地方公共団体等の公的機関において、AI人材育成に関する教育に係る役務の契約・履行実績を有すること。

f)　一の契約において、1,000名以上を対象としたAI又はDX人材育成に係るオンライン教育又は研修を実施し、受講者の受講状況及び学習進捗を管理した実績を有すること。

２　提出書類

１の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア）とイ）に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。（その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

ア）資格の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ）実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日（前日が土日祝日の場合は前開庁日）の１７時１５分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については虚偽が無いものとする。

３　提出部数

１部

４　提出期限

１１月２４日（火）１２：００

仕　様　書			
名　称	AI（人工知能）人材育成のための講習の実施	作成年月日	令和８年１０月２６日
		整備計画局サイバー整備課	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、人工知能（以下「AI」という。）を様々な業務や装備品等に適用するための企画・立案業務等に必要な知識を養い、AI に係る人材の育成を行うとともに、生成 AI を実際の業務に適用するための基礎的な実践能力を高め、組織内における AI 活用を促進するための講習について規定するものである。

1.2　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア　著作権法（昭和４５年法律第４８号）

イ　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

ウ　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号。３１．１．９）

1.3　関連文書

ア　人工知能基本計画（令和８年７月閣議決定）

イ　人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（人工知能戦略本部決定　令和７年１２月）

ウ　ＡＩ・データの利用に関する契約ガイドライン　1.1 版（経済産業省公表　令和元年１２月）

エ　ＡＩ事業者ガイドライン 1.2 版（総務省・経済産業省、令和８年３月）

オ　行政の進化と革新のための生成ＡＩの調達・利活用に係るガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定、令和８年６月）

カ　防衛省ＡＩ活用推進基本方針（防衛省、令和６年７月）

キ　装備品等の研究開発における責任あるＡＩ適用ガイドライン（第１版）（防衛省、令和７年６月）

2　要求事項

2.1　概要

防衛省・自衛隊における様々な業務や装備品等にAIを適用するため、AI及び生成AIに関する知識の習得にとどまらず、防衛省・自衛隊の隊員（以下「受講者」という。）が業務において生成 AI を適切かつ安全に活用するために必要となる実践的能力を習得・向上するとともに、学習及び実践を通じて得られた知見、AI 活用事例等を組織内で蓄積及び共有することにより、AI 活用の推進及び AI 人材の育成を図るための講習を実施する。

2.2　講習内容等

講習の実施要領等は、次のとおりとし、細部は官との調整による。

a)　実施要領

ア　講習は、基礎（リテラシー）、中級（プロジェクトリーダー、エンジニア、データ人材）の４コースを実施する。なお、受講者は、各コースに係るコンテンツに加え、表５に掲げるコンテンツその他オンライン学習環境において提供されるコンテンツを任意に受講できるものとする。

イ　各コースは、eラーニング形式を基本とし、講習開始時から官が指定する必須コンテンツを受講可能な状態とすること。

ウ　受講者は、専用サイトにアクセスし、講習動画等の視聴、理解度確認テスト、演習課題に取り組むとともに、自身の学習状況を把握できること。

エ　契約相手方は、官と調整の上、コースの組合せ、受講順序、コンテンツの必須・推奨・任意の区分及び受講期限を設定すること。

オ　e ラーニングによる学習に加え、実践的に試行するための AI チャット等の実践環境を提供すること。なお、AI チャットで利用する AI モデルは官と調整の上、決定すること。

カ　契約相手方は、受講者が演習等を通じて作成したAI活用アイデア、プロンプト、ユースケース等を組織内で共有及び蓄積し、再利用及び展開できる環境を提供すること。

b)　受講期間

受講期間は次を基準とし、細部は官との調整による。

令和８年１２月中旬～令和９年３月中旬

c)　講習環境の構築

ア　受講者数は、合計3,000名を基準とし、細部は官との調整による。

イ　受講者が同時に講習動画等を閲覧できること。

ウ　受講者にID及びパスワードを発行し、IDごとに受講状況（受講した講習項目、理解度確認テスト、演習課題の結果等）を管理できること。

エ　必須・推奨・任意のコンテンツを設定できること。

オ　官側管理者が、受講者単位及びグループ単位で、受講状況及び学習進捗等

を一覧又はダッシュボード等により確認できること。

カ　官側管理者が、受講率、受講履歴、演習課題の結果、活用状況その他の管理情報をCSV形式等の汎用的な形式で出力できること。

キ　受講者が、学習内容に関連する演習課題に取り組み、成果物を専用サイト上で提出できること。

ク　専用サイトのトップページ等に任意の注意事項やメッセージ、講習に関する各種お知らせを表示できること。

ケ　受講者向けのコンテンツの一覧に、コンテンツ名、当該コンテンツの想定レベル及び学習時間の目安が表示されること。

コ　あらかじめ指定した基礎・中級コースのコンテンツに加え、本契約の履行期間中にAIに関する技術の進展等を踏まえて新たに追加されたコンテンツについても、受講者が同一の学習環境を通じて受講できること。また、コンテンツを追加した場合は、専用サイト上で受講者に周知できること。

サ　専用サイトは、Windows、Mac OS、iOS及びAndroid OS上の主要なWebブラウザ(Google Chrome、Microsoft Edge及びSafariを含む。)で利用でき、パソコン及びスマートフォンの双方からインターネット環境を通じて利用できること。

シ　受講者が、専用サイトから、AIチャットのWebサイトへ遷移できる機能を有すること。

ス　受講者が必要なコンテンツを容易に検索及び選択できること。

セ　受講者が講習等を通じて作成したAI活用事例、プロンプト、ユースケース等のうち共有可能なものを専用サイト上に投稿し、他の受講者が検索及び閲覧できること。

ソ　受講者が、専用サイト及び講習内容について直接問い合わせることができる窓口を設置すること。

d)　専用サイトの情報セキュリティ

ア　契約相手方は、契約者単位で利用者及びデータを適切に分離し、他契約者から閲覧又は利用できない構成とすること。

イ　通信についてTLS1.2以上又は同等以上の方式により暗号化すること。

ウ　保存データについて AES-256 又は同等以上の強度を有する方式により暗号化すること。

エ　ネットワーク及びアプリケーションについて定期的に脆弱性診断を実施し、重大な脆弱性が確認された場合は必要な是正措置を講ずること。

オ　サービス障害、不具合又は情報セキュリティ上の事故を検知した場合は、官側管理者へ速やかに通知し、復旧状況及び原因等を報告すること。

e) **講習プログラムの設計**

契約相手方は、表１から表５を基準とし、官側と調整の上、講習プログラムを設計する。なお、各講習項目は、動画、スライド、テキスト、理解度確認テスト及び演習等を適切に組み合わせて構成すること。

表１　講習プログラム（基礎・リテラシーコース）

番号	講習項目	講習内容	備考
1	DX の基礎	DX の基本的な考え方、デジタル技術を活用した業務変革の必要性及び業務上の課題を改善するための基本的な考え方を習得する。	
2	生成 AI の基礎	テキスト、画像、音声等を扱う生成 AI の基本的な仕組み、特徴及び活用可能性を学び、複数の活用事例を通じて業務への適用方法を理解する。	
3	AI・デジタル技術の基礎	AI、クラウド、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等の主要技術について、基本的な仕組み及び相互関係を理解する。	
4	AI の適切かつ安全な利用	AI の出力誤り、偏り、個人情報、知的財産権及び情報セキュリティ等のリスク並びに関連する法令・ガイドラインを学び、AI を適切かつ安全に利用するための判断能力を習得する。	
その他		所要時間は、合計８時間程度とする。	

表２　講習プログラム（中級・プロジェクトリーダーコース）

番号	講習項目	講習内容	備考
1	AI・DX プロジェクト管理	AI・DX に関するプロジェクトの企画、計画、実施、進捗管理、評価及び関係者との調整に必要となる基本的な知識及び手法を習得する。	

2	課題設定及び施策立案	現状分析、仮説設定、課題の構造化、解決策の検討及び効果の評価に関する基本的な手法を習得する。	
3	プロジェクトの推進	不確実性を伴うプロジェクトについて、計画策定、実施体制の構築、リスク管理、関係者調整及び成果管理の手法を習得する。	
4	業務分析及び業務改革	業務の可視化、課題分析、改善策の立案、実行及び評価に関する基本的な手法を、国内外の業務改革事例等を通じて習得する。	
5	論理的思考及び問題解決	問題の構造化、原因分析、課題設定及び解決策の比較・評価等、業務上の問題解決に必要となる基本的な思考方法を習得する。	
その他		所要時間は、合計１２時間程度とする。	

表３　講習プログラム（中級・エンジニアコース）

番号	講習項目	講習内容	備考
1	Python 入門	AI 開発やデータ分析に必要な Python の基礎構文やデータ処理技術を習得する。	
2	AI を活用したコード生成	AI 開発支援ツールを活用し、自然言語による指示から関数やコードを生成するための基礎及び実践的な実装手法を習得する。	
3	AI を活用したテスト駆動開発	AI 開発支援ツールを活用し、Python 環境におけるテスト駆動開発及び AI 支援による効率的かつ高品質なコード開発手法を習得する。	
4	AI エージェントの設計・開発	AI エージェントの基本的な構成、ナレッジ・グラウンディング、外部データ及び API 等との連携並びにセキュリティ及び	

		ガバナンスについて学び、組織内データを安全に活用するための設計・開発手法を習得する。	
その他		所要時間は、合計１４時間程度とする。	

表４　講習プログラム（中級・データ人材コース）

番号	講習項目	講習内容	備考
1	データ分析の基礎	Excel を使用し、データの分布、代表値、ばらつき、相関等の統計的な基礎知識並びにデータ抽出、加工及び統合の基本的な手法を習得する。	
2	統計的思考の基礎	データの代表値、ばらつき、相関、回帰分析、確率分布、推定、信頼区間及び仮説検定等の基本的な考え方を習得する。	
3	AI・機械学習の基礎及び実践	AI 及び機械学習の特徴、主要な手法、適用可能性及び限界を学び、業務課題に応じて適切な分析手法を選択するための能力を習得する。	
4	データに基づく意思決定	データの加工、集計、分析及び可視化が可能な汎用的なツールを使用し、分析結果を業務上の判断及び施策立案に活用するための手法を習得する。	
その他		所要時間は、合計１４時間程度とする。	

表５　各コース以外に受講可能とする主なコンテンツ

番号	講習項目	講習内容	備考
1	生成 AI の業務活用	生成 AI を業務で活用するための方法及び留意事項について学ぶ。	
2	AI の最新動向	主要な生成 AI サービス及び AI 関連技術の最新動向について学ぶ。	
3	業務用プロンプト	業務で活用可能なプロンプトの作成及び活用方法について学ぶ。	

4	AI の実装方法	AI エージェント等の実装方法及び複数の AI サービスの特徴や使い分けについて学ぶ。	
5	AI 関連技術	AI 活用に必要となるプログラミング、画像処理、機械学習等の技術及び手法を学ぶ。	

f) **資料等の提供**

契約相手方は、専用サイトの操作・受講マニュアルを準備し、講習開始前までに官側に提出し、確認を受けるものとする。

g) **教育資料の作成**

契約相手方は、防衛省・自衛隊の職員に対する AI 教育に活用するため、本講習の内容を踏まえた省内配布用の教育資料を作成すること。教育資料の内容、構成及び形式については、官との調整によるものとする。

3 役務実施計画等

3.1 実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに講習の実施計画書を作成し、官側と調整の上、提出し、承認を得るものとする。実施計画書には、講習カリキュラム、受講者登録、学習成果共有、問い合わせ対応、情報セキュリティ、進捗報告に係る計画を含めること。

3.2 役務実施体制

契約相手方は、契約後速やかに役務実施体制を組織し、実施計画書の一部として官側に提出するものとする。役務実施体制には、講習実施責任者を指名し、本講習の内容の企画、運営及び AI 人材育成に必要な能力及び経験を有する自社の者を選任するものとする。また、役務実施体制には、役務関係者名簿を含めるものとする。

3.3 進捗管理及び報告

契約相手方は、本業務の実施に当たり官側と密に連絡調整を行い、官側の求めに応じて、問い合わせ状況、課題及び今後の対応について報告すること。

3.4 受講結果報告

契約相手方は、講習終了後、受講状況、学習結果その他本講習の実施結果

を取りまとめるとともに、講習効果を分析・評価し、実施上の課題及び今後の改善方策を整理した受講結果報告書を作成し、官側に提出すること。

4　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

5　検査

検査については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6　提出書類

契約相手方は、表６に示す提出書類等を官側に提出するものとする。

表６　提出書類等

番号	名称	提出時期	提出場所	媒体及び数量
1	実施計画書（役務実施体制を含む）	契約後速やかに	防衛省 整備計画局 サイバー整備課	電子媒体：1部 ※
2	操作・受講マニュアル（初期登録に関する手続きを含む）	講習開始前まで		
3	教育資料	官が指定する期日まで		
4	受講結果報告書	講習終了後速やかに		

※　提出書類のファイル形式は、PDF 又は Microsoft Office（Word、Excel 又は PowerPoint）を基準とし、動画を提出する場合は MP4 等の汎用形式とする。細部は官との調整による。

7　契約相手方の条件

当該業務を実施するにあたり、契約相手方が AI 人材育成、生成 AI の業務活用及びオンライン学習環境の提供について十分な知見及び履行能力を有する必要があるため、以下の条件を満たすこと。

a)　自社（グループ会社を含む。以下同じ。）に AI 人材育成のための教育体系

（カリキュラム、教材、研修実績等）を有すること。

b） AI に関するオンライン学習コンテンツを継続的に更新し、基礎から実践まで体系的に提供できる体制を有すること。

c） オンライン学習、理解度確認、演習課題、受講進捗管理、学習履歴管理、知見共有を一元的に提供できるサービス又は同等の仕組みを有すること。

d） 本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、官側から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。また、本業務の実施予定部門が、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

e） 直近 3 年以内に、官公庁、独立行政法人、地方公共団体等の公的機関において、AI 人材育成に関する教育に係る役務の契約・履行実績を有すること。

f） 一の契約において、1,000 名以上を対象とした AI 又は DX 人材育成に係るオンライン教育又は研修を実施し、受講者の受講状況及び学習進捗を管理した実績を有すること。

8 契約相手方の責務

a） 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。

b） 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。

c） 契約相手方は、本業務の実施に当たり、官側と密に連絡調整を行い、少なくとも月 1 回は作業の進捗状況について報告を行うこと。

d） 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、速やかに官側に内容を確認し、官側の指示に従うこと。

9 著作権等

a） 教材資料の作成に当たって第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを契約相手方において行うものとする。

b） 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら官側の責に帰す場合を除き、契約相手方は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

c） 契約相手方が従前から保有する教材、動画、プラットフォーム、ソフトウェア、テンプレート等に係る著作権その他の知的財産権は、契約相手方又は

原著作者に留保されるものとする。

d) 受講者が本業務において作成したAI活用アイデア、業務改善案、プロンプト、ユースケースその他の成果物に関する著作権その他の権利は、当該成果物を作成した者その他正当な権利者に帰属する。ただし、官側は、本業務の目的並びに省内におけるAI活用、人材育成、知見共有その他これらに関連する目的のため、当該成果物を無償で利用できるものとし、その利用には、複製、翻案、編集及び共有を含むものとする。

e) 本業務において作成した省内配布用の教育資料について、官側は、防衛省・自衛隊内部における教育のため、契約期間の終了後においても、無償で複製、編集、改変及び配布できるものとする。

10 秘密保持及び個人情報の保護

a) 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報及び個人情報を開示し、漏えいし、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

b) 契約相手方の責めに帰すべき事由により情報の漏えい等が発生し、損害が生じた場合、契約相手方は、官側の指示に従い、原因調査、被害拡大防止、再発防止その他必要な措置を自己の責任及び費用において講ずるものとする。

c) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

d) 専用サイトその他本役務に使用するシステムには、要機密情報その他官側が入力を禁止する情報を入力、投稿又は保存しないものとし、契約相手方は、その旨を利用者向けマニュアルその他適切な方法により利用者に周知するものとする。

e) 契約相手方は、本業務において個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び官側が定める個人情報保護に関する規程等を遵守し、漏えい、滅失、毀損、不正アクセス、目的外利用その他の事故を防止するために必要かつ適切な安全管理措置を講ずるものとする。

f) 契約相手方は、本業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託する場合、あらかじめ官側の承認を得るものとし、当該再委託先に対して、本仕様書及び契約相手方が官側に対して負う個人情報保護上の義務と同等の義務を負わせるとともに、その取扱いについて必要かつ適切な監督を行うものとする。

g) 契約相手方は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正アクセスその他個人情報の安全の確保に係る事態又はそのおそれを認識した場合、直ちに官側に報告し、官側の指示に従い、原因調査、被害拡大防止、再発防止その他必要な対応を行うものとする。

h)　契約相手方は、本業務の終了又は官側からの指示があった場合、本業務のために取り扱った個人情報を、法令その他正当な理由により保存する必要がある場合を除き、官側の指示に従い返却、削除又は廃棄するものとする。

11　その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。